

□■受験対策ミニ講座 16号 2022□■ (養成所ニュースプラス 21号)

今年も押し詰まり、日々仕事や家事に追われているのではないのでしょうか。恒例の大掃除は、後回しにするとして、暖かい飲み物でも一口飲んで、いつものように試験の準備にかかりましょう。確実に1歩進むことができます。

さて、今回は「就労支援サービス」からの出題です。いつものように選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【第31回問題 145】就労支援を担う機関などに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 障害者就業・生活支援センターは、社会福祉法に基づき支援対象障害者からの相談に応じ、関係機関との連絡調整を行っている。
2. 障害者職業能力開発校は、学校教育法に基づき支援対象者の能力に適した職業訓練を行っている。
3. 就労移行支援事業所は、「障害者総合支援法」に基づき無料の職業紹介を行っている。
4. 地域障害者職業センターは、「障害者雇用促進法」に基づき職業リハビリテーションに関する技術的事項について関係機関に対し助言を行っている。

5. 公共職業安定所（ハローワーク）は、職業安定法に基づき最低賃金の減額適用の許可に関する事務を行っている。

(注) 1 「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。

(注) 2 「障害者雇用促進法」とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」のことである。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

・(33期生) 修了に関する書類は、10月31日(月)に発送しています。必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(34期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏(表紙の次のページ)に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

・社会福祉振興・試験センターより、新型コロナウイルス感染症の感染防止、また不正行為防止対策について情報公開がありました。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?p=6417>

・令和4年12月9日に、第35回社会福祉士国家試験の受験票が投函(郵送)されました。

詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/shakai/index.html>

・第35回国家試験は、令和5年2月5日(日)です。

試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて開催中です。

受験対策ガイダンス動画、オンデマンド動画(全19科目)の視聴が可能です。また、12月20日(火)より、国家試験直前対策講座(有料)の講義動画の視聴が開始となりました。是非ご活用ください。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

※国家試験直前対策講座（有料）については、受講確定者に対してご案内（受講確定通知）を郵便及びメールにて順次送付します。

■Plus Info・・・

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

〔年末年始の休業について〕

下記の日程で通常業務を休業いたします。

ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

なお、12月29日（木）以降にお問い合わせいただいた内容等につきましては、1月5日（木）以降、順次ご回答いたします。

<休業期間>

2022（令和4）年12月29日（木）～2023（令和5）年1月4日（水）

■Back Number・・・

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz・・・正答と解説】

「就労支援サービス」は「更生保護制度」と合わせて1科目群となり、各科目4問ずつ出題されます。「就労支援サービス」の内容は、他科目とも重複する部分も多く、低所得関連と障害者関連が多く出題されています。

低所得者関連では、生活保護法と生活困窮者自立支援法を根拠とするサービスが主になります。この10年ほどの動きでは、求職者支援法に基づく失業者に対する「求職者支援制度」や生活保護法の「生活保護受給者等就労自立促進事業」、生活困窮者自立支援法の「生活困窮者就労準備支援事業」、あわせて、「若者雇用促進法」に基づく地域若者サポートステーションの機能も確認しておきましょう。

障害者関連では、「障害者雇用促進法」と「障害者総合支援法」を根拠とするサービスが主となります。「障害者雇用促進法」では、2013（平成25）年改正の内容、2021（令和3）年3月から変わった法定雇用率、2019（令和元）年改正で創設された特例給付金などを、「障害者総合支援法」では、就労系サービスの対象者や内容、訓練期間の有無を比較して、2018（平成30）年に新たに加えられた就労定着支援も確認しておきましょう。

今回の出題は、主に障害者の就労支援を担う機関の根拠法と役割が問われています。この5年間でも、30回から32回で障害者就業・生活支援センターの事例が問題でとり上げられています。また、その他の機関も問題の選択肢として出題されています。低所得関連の支援機関もあわせて理解していきましょう。

1. ×根拠法は、障害者雇用促進法です。業務内容の記載は正しく、「就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者」に、就業面及び生活面に関する一体的な支援を行います。
2. ×職業能力開発促進法に基づく施設です。公共職業能力開発施設で職業訓練が困難な障害者等に、障害に配慮した職業訓練を実施しています。
3. ×障害者総合支援法に基づく施設ですが、無料の職業紹介は行っていません。無料職業紹介の代表的機関はハローワークで、職業安定法に基づき運営される国の機関になります。
4. ○各都道府県に原則1か所あり、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営しています。選択肢の業務

の他にも、障害者に対する職業評価や職業準備訓練、職場適応援助者（ジョブコーチ）の養成等や事業主への助言等を行っています。

5. ×最低賃金法に基づき、都道府県労働局長が許可して認められます。許可申請書の提出先は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署です。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus